

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 7 3 号

新潟市名誉市民条例の一部を改正する条例

新潟市名誉市民条例（昭和 2 5 年新潟市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（称号を贈る条件）

第 2 条 本市は、市民又は市に関係の深い者で、学術、技芸その他一国文化の進展又は本市の発展に多大な貢献をし、その功績が顕著で市民から深く尊敬されている者に対し、新潟市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の選定は、議会の議決を得て行う。

3 第 1 項の名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

第 5 条中「別に」を「規則で」に改め、同条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（称号の取消）

第 7 条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失つたと認められるときは、議会に諮り、名誉市民の称号を取り消し、第 4 条に規定する表彰状及び名誉市民章を返還させることができる。

2 前項の規定により、名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消の日から前条の規定によつて与えられた待遇を失う。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（選考委員会）

第 3 条 市長の諮問に応じ、名誉市民の選考に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、新潟市名誉市民選考委員会を設置する。

2 新潟市名誉市民選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(顕彰)

第4条 名誉市民には、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈り、顕彰する。ただし、名誉市民が死亡している場合は、遺族に贈るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。